会　議　録

会　議　の　名　称	第１回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会
開　催　日　時	令和８年６月８日（月）　16 時 30 分から 17 時 40 分まで
開　催　場　所	Web 会議（枚方市役所別館４階　特別会議室）
出　席　者	会　長：明石　成司 副会長：藤中　大和 委　員：川上　比奈子、北村　幸定、西田　一芳
欠　席　者	なし
案　件　名	（１）会長、副会長の選任について （２）委員会の運営について （３）枚方市自動車駐車場指定候補者選定について ①枚方市自動車駐車場の概要及び管理運営状況について ②枚方市自動車駐車場指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市自動車駐車場指定管理者選定基準について （４）プレゼンテーションの実施方法について （５）その他
提出された資料等の名　称	資料１　諮問書（写し） 資料２　委員名簿 資料３　枚方市自動車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について 資料４　枚方市自動車駐車場指定管理者募集要項（案） 資料５　枚方市自動車駐車場管理運営業務基本仕様書（案） 資料６　枚方市自動車駐車場指定管理者選定基準（案） 資料７　第２回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会の進行について 資料８　枚方市自動車駐車場条例 資料９　枚方市自動車駐車場施行規則 資料10 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）/枚方市情報公開条例（抜粋） 資料11 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 資料12 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 資料13 地方自治法（抜粋・第244条の２）
決　定　事　項	・枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会の会長に明石委員、副会長に藤中委員を選任することを決定した。 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公表する。 ・委員会へ提出された資料は、本委員会の答申後に公表する。ただし、資料２は公開済み。 ・募集要項（案）、基本仕様書（案）、選定基準（案）について原案どおり確定した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第５条第６号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍　聴　者　の　数	―
所　管　部　署 （　事　務　局　）	土木部　交通対策課

審　議　内　容
（開会　16 時 30 分） （事務局） それでは、ただ今から、第１回枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会を開会いたします。 本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 まず、本日、本委員会に対して枚方市長から諮問書が提出されております。 皆様にも、資料１として、その写しをお配りしております。 本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。 委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で評価いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。 本日を第１回とし、ご答申をいただきますまで、全３回、ご審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。 なお、本日の出席委員は５名で、全員のご出席をいただいており、本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。 本日の資料は、資料１から資料 13、参考資料１から参考資料５となります。過不足等はございませんでしょうか。 案件（１）会長、副会長の選任について （事務局） それでは、案件をご審議いただきたいと思います。 まず、「案件（１）会長、副会長の選任について」でございますが、 本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各１名置くこととなっております。事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の明石 成司委員に、副会長を税理士の藤中 大和委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。ご異議がなければ、承認の挙手をお願いいたします。 （承認の挙手あり） 会長に明石 成司委員、副会長に藤中 大和委員を選任いただくことをご承認いただきました。それでは、会長、副会長より、一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

（会長）
ただいま、本委員会の会長に選任いただきました明石でございます。
本委員会は、指定候補者の選定を適切に行うため、「枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。
会議進行に当たりましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。
以上、簡単ですが、ごあいさつとさせていただきます。

（副会長）
ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました藤中でございます。
会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

（事務局）
それでは、以降は会長に、委員会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

案件（２）委員会の運営について

（会長）
それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。まず、「案件（２）委員会の運営について」を議題とします。本案件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）
それでは、ご説明いたします。
今後、委員会を進めるに当たり、まず、会議の公開・非公開、次に、会議録の作成方法と公表・非公表、次に、会議資料の公表・非公表の３点について、ご決定いただきたいと考えております。
資料 10「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」（抜粋）をご覧ください。
この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第３条の網掛け部分ですが、本市では、審議会の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。
また、その下の第２項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。
事務局としましては、これ以降、委員会でご議論いただく内容については、この第３条の（２）、枚方市情報公開条例第５条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。
具体的には、次のページをご覧ください。本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、委員会では、この第５条第６号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。
恐れ入りますが、１ページ目にお戻りください。
次に、会議録の作成について、ですが、規程の第６条第４項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆様の発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、委員と表記させていただいてはどうかと考えております。
なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公表する取り扱いとしていただいてはどうかと考えております。
最後に、委員会の提出資料についてでございますが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第５条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に、公表する取り扱いとしていただいてはどうかと考えております。
ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、本市では公表している現状がございますことか

ら、資料２に記載されている程度で、委員名とご職業を公表させていただいております。
なお、応募者が委員に接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定しております。
以上でございます。

（会長）
ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いします。いかがでしょうか。
（意見なし）
特にございませんか。それでは、お諮りします。
本件について、まず、委員会の会議は非公開として、次に、会議録の作成方法は全文筆記かそれに近い要約筆記とすると、会議録と、委員会の提出資料等の公表については、本委員会の答申後に公表とすることとします。ただし、委員名簿については、氏名、職業について公表することにご異議ありませんか。ご異議なければ挙手をお願いいたします。
（承認の挙手あり）
ご異議なしと認めます。
よって、本件については、ただいま申し上げたとおりと決定いたします。
傍聴の方はいらっしゃいますか。

（事務局）
本日は、おられません。

（会長）
分かりました。
それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。次に、委員会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）
それでは、ご説明いたします。
参考資料１「指定管理者選定委員会の開催日程（案）」をご覧ください。
公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、３日間の日程で開催いただいてはどうかと考えております。本日は、第１日目として、この後、資料３の施設の概要及び管理運営状況について、説明させていただきます。
その後、資料４の募集要項（案）、資料５の仕様書（案）について説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。
次に、資料６の選定基準（案）についてご説明いたします。この選定基準は、募集要項や、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様に申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。こちらにつきましては、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で確定いただければと考えております。
最後に、次回第２回委員会の進行について、ご確認いただく予定としております。
なお、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、６月 22 日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、７月 17 日から、応募書類の受け付けを行う予定となっております。申請受付後は、事務局において提出書類の確認等を行った後、委員の皆様にメール等で申請状況等を報告の上、郵送で申請書類一式を送付させていただきます。お手元に届きましたら、申請書類をご確認いただき、第２回委員会でのプレゼンテーションに備えていただけたらと思います。
続きまして、第２回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第３回の委員会で評価結果をご確認いただきまして、委員の皆様の合議の上、ご答申をいただきたいと考えております。
次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。

参考資料２「指定管理者制度の概要等について」をご覧ください。まず、１．指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成１５年の地方自治法改正によって創設された制度です。本市においても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るためのひとつの形態として、現在、17 施設 61 箇所において、指定管理者による運営を行っております。従前の管理委託制度と、現行の指定管理者制度との相違点につきましては資料中ほどの表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほど、お願い申し上げます。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会、本委員会でございますが、指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、５名体制で合議体を構成するものとしております。

次のページをご覧ください。本委員会の諮問対象である「枚方市自動車駐車場」の選定内容について、記載しております。資料の表、左端の列に、選定方法などの区分を、真ん中の列に、本施設における選定内容を、また、右端の列には、備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いを、それぞれ記しております。上からまいりまして、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則５年としており、枚方市自動車駐車場につきましても、５年間としております。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。この点については、５年前に、枚方市自動車駐車場の指定管理者を選定した際と同様となります。

以上が、本施設の選定に際しての、基本的な事項でございます。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

（会長）

事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。

（意見なし）

よろしいでしょうか。では、次の案件に移ります。

案件（３）枚方市自動車駐車場指定候補者選定について

（会長）

「案件（３）①枚方市自動車駐車場の施設の概要及び管理運営状況について」を議題といたします。

では、事務局の説明を求めます。

（事務局）

それでは、説明させていただきます。

資料３ 枚方市自動車駐車場の施設の概要及び管理運営状況についてをご覧ください。

まず、１．施設の概要についてでございます。施設の名称につきましては、岡東町自動車駐車場でございます。所在地、開設年月日、施設概要①から⑤につきましては記載の通りとなっており、建物構造は地下１階、地上４階の立体自走式６層となっています。収容台数は、普通自動車 241 台、うち障害者用４台、多目的用４台、自動二輪車 64 台で、うち屋外が 15 台となっています。

次に、（２）管理運営体制についてでございます。①の管理運営体制は、責任者・副責任者・スタッフの構成となっており、常時２名以上の体制となっております。②の開場時間につきまし

ては、7時から24時までとなっており、入庫は7時から23時30分まで、出庫は7時から24時までとなっております。また、年中無休で営業しております。③の行政財産目的外使用許可の状況につきましては、指定管理者の貸ロッカー、近隣自治会などの掲示板・案内看板、および自動販売機の設置に関する許可がございます。

２ページをご覧ください。

（３）使用料の額等につきましては、令和８年９月までは①の使用料が適用され、令和８年10月以降は②の使用料が適用されます。詳細については記載のとおりです。

次に、３ページをご覧ください。

③総売上金額は、令和５年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響がほぼ見られなくなり、毎年 9,700 万円前後となっています。（２）収支状況につきましては、①の収入は、本市が指定管理者へ支払っている指定管理料で、②の支出は、その指定管理料の支出を記載したものです。（３）差額の推移は、収入から支出を差し引いた額を記載しています。

以上、資料３ についての説明とさせていただきます。

(会長)

ただいま説明がありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

（意見なし）

よろしいですか。では、次に移ります。

「案件（３）の②枚方市自動車駐車場指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題といたします。

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、資料４ 枚方市自動車駐車場指定管理者募集要項（案）については資料４－２に基づき、資料５ 枚方市自動車駐車場管理運営業務基本仕様書（案）については資料５－２に基づき、ご説明いたします。

募集要項については、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。また、基本仕様書については、本市が、当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。先ほど、説明いたしましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆さまからのご意見等をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。それでは、内容の説明に入らせていただきます。

資料４－２枚方市自動車駐車場指定管理者募集要項（案）骨子をご覧ください。前回の選定からの主な変更点をマーカーで示しております。

１．対象施設は記載のとおりでございます。

２．指定管理業務の範囲・内容は、（１）から（７）までを定めております。後ろに※のある業務は、第三者に全部または一部の委託をすることができないものとしております。

３．指定管理業務の基本的事項は、法令関係の遵守、及び施設の設置目的に沿った管理運営の実施を求めています。特に、（４）使用料については、枚方市自動車駐車場条例に定められた額となりますので、金額変更の提案をすることはできません。

次に４．指定期間は、令和９年４月１日から令和14年３月31日までの５年間です。

５．提案上限額は、５年間で16,194万円です。詳細については、「参考資料３枚方市自動車駐車場　指定管理料　上限額の考え方」でご説明させていただきます。

参考資料３をご覧ください。上限額の考え方については、人件費と施設の管理運営費に、一般管理費を加えた５年間の総額としております。

まず、人件費は、事業者サウンディングに基づき、複数の事業者の平均を採用し、５年分を計上しています。

次に、委託費については、現在実施している定期点検・設備などの法定点検・機械警備など、令和６年度の実績に基づき、令和４年から令和６年の消費者物価指数の平均年間上昇率を乗算し

て５年分を計上しています。
光熱水費については、令和６年度の実績に基づき、修繕費については、１年間で 180 万円として、５年分を計上しています。消耗品費・印刷製本費・宣伝広告費・通信費・その他の項目については、令和６年度の実績に基づき、５年分を計上しています。
一般管理費は、会社運営の必要経費として、事業者へのサウンディングに基づき５年分を計上しています。その合計としまして、５年間で 16,194 万円を提案上限額といたしました。
恐れ入りますが、資料４－２募集要項（案）骨子にお戻りください。
６．行政財産目的外使用許可の取り扱いですが、現在、敷地内に自動販売機３台・自治会掲示板・案内看板などを設置しています。設置に係る行政財産使用料は本市の収入となっており、光熱水費は枚方市が許可した者の負担となることを記載しております。
７．従事者の通勤用具の駐車スペース、８．備品・物品管理区別一覧は記載のとおりです。
９．リスク分担については、指定管理者の負担とするものと市の負担とするものを記載しております。前回の選定時からの変更点として、電気代を市の負担とすることとしております。詳細は資料４募集要項（案）別表２として「リスク分担表」を記載しておりますので後ほどご参照ください。
次に、10．提案にあたっての要求事項は記載のとおりです。
11．指定管理者に付与する権限については、枚方市自動車駐車場条例に規定する自動車駐車場の使用許可および取り消しに関する権限、施設の維持管理に関する権限などを記載しております。
12．経理に関する事項については、（１）使用料金は、利用料金制度の適用は行いません。駐車場使用料は市の収入となるため、指定管理者の徴収又は収納事務は、市長が指定管理者を指定公金事務取扱者に指定し、別途委託することとなります。（２）管理口座については、本施設の指定管理業務にかかる収支状況を適正に管理するため、経費及び収入は、団体自体が他の事業者等で利用する口座とは別の口座で管理することを基本としますが、指定管理業務と他の事業等を明確に区分できる会計管理を行うことが可能な場合は、別口座でなくても可としております。（４）光熱水費の取り扱いについては、令和８年４月１日以降に使用する電気料金は市が負担するものとし、水道料金については、指定管理者の負担とすることを記載しております。（５）修繕費の取り扱いについては、年間の修繕費が 180 万円計上するよう指定しております。また、実績に応じて毎年度末に精算するものとしています。
裏面をご覧ください。
（９）その他事業については、指定管理者は、事業の実施に伴い、指定管理料以外に事業に係る収入がある場合は、指定管理期間中に指定管理業務に係る経費に充当することを基本としますが、事前に市の承認を得てこれを指定管理者の収入とすることができるものとしています。
13．から 16．は記載のとおりです。
17．募集要項・申請書等の配布・閲覧については、配布期間は６月 22 日（月）から８月 17 日（月）までとし、書類一式は本市ホームページからダウンロードいただけるようになっています。
続いて、18．については、文中の「質が」は「質疑」の誤りです。失礼いたしました。
現地説明会については、申請団体向けの現地説明会を６月 30 日の午前と午後に分けて現地集合で実施します。質疑回答については、いただいた質疑についての回答を７月 16 日に交通対策課のホームページにて掲載します。
19．申請書受付については、７月 17 日から８月 17 日までの１か月間期間を設けております。
20．選定についてでは、選定方法・選定委員会の構成・プレゼンテーションの実施方法などを記載しております。
21．から 24．は記載のとおりとなっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。
続いて、25．その他をご覧ください。（３）開場時間の 24 時間化に向けた試行実施については、現在市では、令和 14 年度以降の 24 時間化を検討しています。よって本指定期間内で、試行的に 24 時間化を実施する場合があるため、市が試行実施に関する協力の申出を行った場合は、指定管理者は協議を行っていただくことを記載しています。（４）電気自動車充電設備の設置については、当施設では、現指定管理者により電気自動車の充電設備が設置されており、今後も継続して行うよう努めていただく内容を記載しています。

恐れ入りますが、資料４の 21 ページをご覧ください。別表３の管理運営状況一覧では、現行の管理運営体制と令和９年度以降の管理運営体制を記載しています。次期管理運営体制で、現行より人員が１名削減となっております。

次のページ以降は、応募の際の参考となるよう、過去３年の駐車場の利用状況、収支状況を記載しています。

以上、簡単ではございますが、枚方市自動車駐車場指定管理者募集要項（案）についての説明とさせていただきます。

続きまして、枚方市自動車駐車場指定管理運営業務基本仕様書（案）について、資料５－２基本仕様書（案）骨子をご覧ください。

基本仕様書は、指定管理者が行う業務内容とその範囲を示すもので、指定管理者は、この仕様書を踏まえて効率的かつ効果的な施設の管理運営を実施することとなります。

１．指定期間、２．業務対象施設、３．管理運営業務の内容、４．業務実施方針、５．関係法令等の遵守については記載のとおりです。

６．業務実施体制の（２）総括責任者については、市の承認を受けた総括責任者を１名配置することとし、休暇等で不在の時間はあらかじめ市の承認を受けた代理者が総括責任者の職務を行うこととしています。また、業務に支障のない範囲で職務を兼任することは可能とすることを記載しています。

７．安全管理の（２）緊急時・災害時の対応の③については、今後市が設置予定の止水板についての文言を追加しています。

８．から 12. までは資料５に記載のとおりとなっておりますので、後ほどご確認ください。

次に、13. 指定管理期間の終了については、①、指定管理者が調達した資機材、備品等は原則として指定管理者の負担で撤去を行うこととしています。ただし、市と指定管理者との協議により、撤去が適当でないと判断したものについては、市が無償で引き受ける場合があることを記載しています。

14. 施設における特記事項については、⑤指定管理者は、基本仕様書に基づく業務の一環として、事前に市の承認を得たうえで、施設の利用促進や利用者サービスの向上を目的とした事業を実施することができることを記載しています。

15. と 16. については、記載のとおりです。

先ほど３．指定管理業務の内容で示した業務について詳細に説明する「業務要求事項」を記載しております。

（１）から（６）の業務があり、（３）施設の使用料の徴収に関する業務については、身体障害者手帳などを所持する方の使用料の減免について記載しています。また、本施設が慢性的な満車状態とならないよう、指定管理者は、必要に応じて定期券の販売枚数を調節し、一時利用の自動車を受け入れられる状態を保つこととしています。

（５）施設の維持管理に関する業務については、再委託を可能としています。

（６）その他必要な管理運営業務については、各報告書の作成・感染症の予防対策を行っていただくことを記載しています。

また、利用者が、当施設の満空情報をウェブサイトなどから容易に確認できる、満空情報提供システムの導入について記載しています。

次に、【別紙１】事業計画　確認事項一覧について、補足説明いたします。

別紙１をご覧ください。

この書類については、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているものでございます。内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体は、その右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。

これら右側２列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えま

せんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置付けになります。
委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではありますが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で審査のご参考にしていただければと考えております。
以上でございます。

（会長）
ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問やご意見等はありませんでしょうか。
特になければ、この募集要項・基本仕様書で公表を行うことに了承することになりますがよろしいでしょうか。

（意見なし）

それでは、ただいま説明のありました通りということでこの案を了承いたします。
次に、案件（３）の「③枚方市自動車駐車場指定管理者選定基準について」を議題とします。
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局）
それでは、選定基準について、ご説明します。資料６　選定基準（案）をご覧ください。
この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様に申請団体をご評価いただく際の基準となるものでございます。
まず、１の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方としまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。
次に、２として、本委員会の審議体制について、３として、審議・評価の方法について、それぞれ記載のとおり、本委員会において、申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、評価をご決定いただく旨を記載しております。
次に、４として、選定結果の公表については、各申請団体に通知するほか、選定の概況等を市ホームページに公表する旨を記載しております。
次に、２ページをご覧ください。ローマ数字のⅡ　選定委員会における審議の内容について、ご説明します。
まず、１．内容審査でございますが、資料の４ページ以降の事業計画に関する内容審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位として、２ページに記載のとおり、まずは各委員に別表１に示す５段階で評価していただきます。その後、全委員の評価を踏まえ、要求事項ごとに、選定委員会としての評価を、別表２に示す９段階で合議によりご決定いただき、その評価に応じた乗率をかけて得点を算出します。内容審査は 60 点満点としています。
次に、３ページ、ローマ数字のⅢ　指定管理料については、下記の計算式によって得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料（５年間分）の合計額が、市が設定する調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の 40 点とし、提案額が上がるにつれて減点するしくみとしております。只今説明の中で出てきました「調査基準価格」については、後ほど詳しくご説明させていただきます。
次に、ローマ数字のⅣ　総合評価についてですが、指定候補者の選定については、事業計画の内容審査（60 点満点）と、指定管理料（40 点満点）をそれぞれ得点化したものを合算し、100 点満点とする総合評価方式で行っていただいてはどうかと考えております。

恐れ入りますが、審査、評価方法に係る考え方等の詳細については、参考資料４　「資料６　指定管理者選定基準」に係る補足説明資料によりご説明をさせていただきたいと存じます。
参考資料４をご覧ください。
一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点 60 点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による 40 点満点の、合計 100 点満点とする総合評価方式でございまして、内容審査

については、資料１ページ目の下段に記載しております資料６「選定基準」（抜粋）のとおり１．①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位として、各委員による評価を評価基準に基づき５段階で行ったのち、選定委員会としての評価を９段階で、合議によりご決定いただくものとなっております。

次のページをご覧ください。評価に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載しております図は、申請団体からの提出書類の一つである「事業計画　確認事項一覧」でございます。

この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに、事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

次のページをご覧ください。

行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が本市の求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただいた上で、第２回委員会での評価に備え、事前に各委員においてそれぞれ、１から５までの５段階で評価を行っていただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。

そのうえで、まず、パターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしているとご判断された場合でございます。

本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点の「３」の評価であることが確定します。続いて、「加点事項」に該当するかどうかのご確認、ご判断をいただくこととなります。「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございまして、その内容については、資料下段の図、資料６「選定基準」（抜粋）におきまして、角の丸い赤い四角で囲んでいる列に記載しております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容をすべて満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、１～４の加点事項がすべて満たされている場合は「５」の評価となり、一部が満たされている場合は「４」の評価となるものです。

次のページをご覧ください。

次に、パターン②としまして、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。

「確認事項」を満たしていない場合は、「３」の評価とはならず、「５」や「４」の評価にもなりません。減点評価である、「２」または「１」の評価のご判断をいただくものとなります。

それぞれ、「２」の評価は、「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、「１」の評価は、「確認事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容をまったく理解していない記載が１項目でもある場合としております。

ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで、内容が不明確な部分が明確になった場合など、「２」の評価と思われていたものを「３」の評価に変える等のご判断をいただくことも想定されるものとなります。

次のページをご覧ください。

行程③といたしまして、申請団体によるプレゼンテーションを経て、各委員において１から５までの５段階で評価を行っていただき、その内容を事務局にて取りまとめさせていただきます。

なお、参考としまして、各委員による評価表のイメージを記載しております。評価表には、１～５段階の評価をご記入いただく欄と、それぞれ評価の理由を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様でご議論、ご発言いただく際にご活用いただければと考えております。

次のページをご覧ください。

最後に、行程④といたしまして、第３回委員会で、各委員による評価結果の集計表をお示しさせていただきます。委員の皆様にはその結果をもとにご議論いただきながら、要求事項ごとに、「１」から「５」までを 0.5 刻みとした９段階で、選定委員会の評価をご決定いただきます。

資料下段の、「評価集計表（内容審査）イメージ」の表をご覧ください。
表の右半分を見ていただきますと、１つの申請団体に対する、各委員ＡからＥまでのそれぞれの評価と、それらの平均を記載しております。その右側には、平均により算出した仮の評価としまして、「委員会としての評価及び得点（仮）」を記載しております。この結果を踏まえ、要求事項ごとに委員会としての評価を、合議によりご決定いただきます。
委員会としての評価が確定しましたら、事務局において、要求事項ごとの「配点」に、評価に応じた乗率をかけ、要求事項ごとの「得点」と、内容審査の合計得点（60 点満点）を算出します。
内容審査の手順については、以上となります。
次のページ（７ページ）をご覧ください。２．指定管理料の額については、提案された指定管理料の額が、調査基準価格と同額であった場合の得点を満点の 40 点とし、資料に記載の計算式により得点化を行います。提案額が上がるにつれて減点し、上限額と同額であった場合の得点は、満点の 50%（20 点）となります。
ただし、調査基準価格に満たない額での提案がある場合、最も低い提案額（数値的判断基準値を上回るもの）を満点として、計算式の「調査基準価格」を「最低価格」に置き換えて得点化を行うこととしています。
ここで調査基準価格についてですが、その下の「【参考】調査基準価格と数値的判断基準値」の図をご覧ください。申請団体は、公募の際に市が設定して示す「提案上限額」を下回る指定管理料を提案することとしており、提案額が提案上限額を超える場合は、失格となります。
調査基準価格は、今回のこの施設については、提案上限額に対し 85%とする予定ですが、この額に満たない提案があった場合は失格になるわけではないものの、当該提案額で適正な業務履行が可能かどうか、選定委員会において審査することとしています。これまでの実績上、調査基準価格を下回る提案がなされたことはごく稀ですので、審査方法については必要となった場合に改めてご説明します。
調査基準価格については選定が終わるまで非公表としておりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。
また、申請団体の提案額の平均の 85%の金額を「数値的判断基準値」とし、提案額がその額に満たない場合、失格となります。数値的判断基準値については、募集要項にも記載しております。
以上の考え方により、指定管理料を得点化します。
最後に、３．総合評価ですが、内容審査の得点（60 点）と指定管理料の額に対する得点（40 点満点）を合算した総合評価点及び順位を記載した「評価結果」を委員会で確認し、最終決定をいただきます。

以上が、審査、評価に係る大まかな流れとなります。
次に、資料６にお戻りください。
４ページから７ページにかけての「事業計画に関する内容審査」の表をご覧ください。
配点の比重につきましては、
１．申請団体の経営方針等に関する事項が８点
２．施設の経営方針に関する事項が 28 点
３．施設の管理に関する事項が８点
４．情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項が４点
５．緊急時における対策に関する事項が８点
最後に、６．その他が４点としています。
得点は 60 点満点としています。
加点事項につきましては、それぞれの要求事項において、特に具体的・魅力的・独創的な提案がある場合に加点とします。
例えば、５ページ中段、配点の重みが最も大きい②（ア）施設運営全般に関する提案の加点には、12. 効率的な管理運営実施に向け、その執行体制並びに経費削減について具体的に提案されているか　などの加点事項を設定しています。
資料６の説明は以上です。

（会長）
　ただ今説明のありました選定基準の内容に関して、委員の皆さまからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。
　委員の皆さま、よろしいでしょうか。

（委員）
　すみません。質問いいですか。

（会長）
　はいどうぞ。

（委員）
　教えてもらいたいのが、資料４の 21 ページ、別表３「管理運営状況一覧表」の「管理運営体制」が、令和９年度以降は１名以上になっているんですが、これは、上限額の計算において、考慮されているものなんですか。それとも、この１人にしている意味があるんですか。変更したことによって何か変わっているものがあるんですか。

（会長）
　事務局の方から何か説明をいただけますか。

（事務局）
　まず、上限提案額に入っているかどうかについては、事業者サウンディングを行った際に、人件費の積算方法として、現場に１名以上を配置いただくよう説明をしたうえで、積算していただいております。そのうえで、各事業者の平均の額を算出し、上限額に積算しております。

（委員）
　これはなぜ１人以上になったんですか。現行は２人なんですか。

（事務局）
　ここに関しましては、前回公募時は２名以上としておりましたが、前回の公募後に事前精算機が設置され、出入庫に対する業務が一番必要なところなんですが、そこが大幅に業務が減ったというところがあります。あとは、事業者へのサウンディングをする中で、２名以上と固定するより、そこを緩和して、事業者の柔軟な経営に任せてほしいという声もいただいておりましたので、今回、１名以上へ変更しております。

（委員）
　分かりました。

（会長）
　他の委員の皆さまからご質問、ご意見等はございませんでしょうか。
　なければ、今説明いただいた選定基準（案）に了承いただいたことになりますが、それでよろしいでしょうか。
（意見なし）
　では、他にご質問、ご意見ないようですので、本件につきましては、ただ今、事務局から説明がありましたとおりの選定基準に基づき、選定を行うということにいたします。

<u>案件（４）プレゼンテーションの実施方法について</u>

（会長）
　次に、「案件（４）プレゼンテーションの実施方法について」を議題とします。

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
プレゼンテーションの実施方法については、資料７「第２回　枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会の進行について」をご覧ください。
まず、日時でございますが、９月９日水曜日、午後１時 30 分から、場所は、枚方市役所別館４階　第３委員会室でございます。
次に、プレゼンテーションの全体スケジュールでございますが、まず、プレゼンテーションに入ります前に、評価方法についてご確認いただいた後、評価の観点や考え方等、共有すべき認識などについてご協議いただいたうえで、申請団体のプレゼンテーションに入っていただいてはどうかと考えております。
プレゼンテーションの時間でございますが、１団体につき、準備の時間を除いて 10 分間、また、プレゼンテーション後に 15 分程度の質疑時間を見込んでおり、申請団体退室後に、事務局への質疑等を行っていただいてはどうかと考えております。
申請団体が複数の場合、プレゼンテーションの順番については、申請受付順とさせていただいてはどうかと考えております。
また、申請団体が１団体のみであった場合のスケジュールについて、事務局から提案がございます。
本委員会の開催日程については、当初、全３回とご説明させていただいておりましたが、申請団体が１団体のみであった場合は、本来、第３回の委員会で予定をしております評価、合議、答申について、この際、次回の第２回選定委員会のプレゼンテーション後に行っていただいてはどうかと考えております。
なお、第２回にご答申いただきますと、第３回の委員会は開催しないということになります。
説明は以上です。いかがでしょうか。

(会長)
ただいま事務局から説明がありました内容について、委員の皆さん、いかがでしょうか。
まず、プレゼンテーションの実施方法については、事務局から説明があったとおりの手順で、申請団体によるプレゼンテーションを実施してもらうということで、
また、申請団体が１団体のみだった場合、評価や集計に係る時間を考慮しても、その次の第３回委員会に行う予定の内容を含めて行ってしまえるのではないかということで、第２回で合議・答申まで行い、第３回委員会は開催しない。ということです。
委員の皆さん、いかがでしょうか。

(委員)
前回３者あったように思うんですが、今回１社の可能性はあるんでしょうか。

(会長)
事務局、いかがですか。

(事務局)
今回、事前にサウンディング等もさせていただいた中で、各事業者のご意向は確認しております。その中で行きますと、３社までいくかどうかは分かりませんが、１社ということではなく、複数者の参加が期待できるものと考えております。

(委員)
分かりました。

（会長）
　他に、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
（意見なし）
　それでは、プレゼンテーションの実施方法、申請団体が１団体であった場合のスケジュールについては、事務局から説明があったとおりとします。

（会長）
　次に、「案件（５）その他」の事項について、事務局の説明を求めます。

（事務局）
　その他といたしまして、まず繰り返しになりますが、今後の予定については、本日の委員会が終わりましたら、募集要項・仕様書等をホームページで公表し、申請期間中に申請団体が事業計画書等を提出してまいります。その申請状況等につきまして、委員の皆様にメール等でご報告させていただくとともに、申請団体から提出された事業計画書等の書類については、郵送で皆様にお届けさせていただきます。その際、参考資料５「評価メモ」を事務局の方で作成し、一緒に送付させていただきます。この「評価メモ」についてですが、これは、各団体から提出された書類をもとに作成しますので、本日の資料はイメージとしてご覧いただければと思いますが、内容としましては、団体からの申請書類に添付いただく「【別紙１】事業計画　確認事項一覧」の内容に、「評価メモ」欄を加えたものでございます。委員の皆様には、申請団体の事業計画書の内容確認や、書面上の事前評価を行っていただくとともに、疑問点等につきまして、メモ書きするなどご活用いただき、次回のプレゼンテーションでの申請団体に対するご質問、ご確認に備えていただければと考えております。
　また、次回の委員会後、委員の皆様から評価をご提出いただく際、施設の選定にあたっての評価コメントをいただきたいと考えておりまして、この「評価メモ」は、その際の参考資料にもしていただけるものと考えております。
　なお、申請団体が１団体であった場合でも、審査、評価は行っていただき、当該団体が指定管理者として適当かどうか、最終的に合議、答申いただくこととなるものでございますので、よろしくお願いいたします。
　また、申請団体の応募状況を含めまして、本委員会の審議内容については、ご答申をいただいてから公表することとなっております。誠に恐縮でございますが、ご留意いただければと存じますので、あわせまして、よろしくお願いいたします。
　資料の説明は、以上です。

　最後に、繰り返しになりますが、次回の「枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会」は、９月９日 水曜日、午後１時 30 分から、市役所別館４階の第３委員会室にて開催させていただきたいと考えておりますので、ご出席のほど、よろしくお願いいたします。
　また、施設の現地視察につきまして、委員の皆様の中でご希望の方がいらっしゃいましたら、日程を調整させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
（希望なし）
（事務局）
　では、施設確認等は無しということで進めさせていただきます。
　もう一点、本日の資料については、次回の委員会の際にお手元にご用意いただきますようお願いいたします。以上でございます。

（会長）
　以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
　よって、「枚方市自動車駐車場指定管理者選定委員会」を閉会します。
　委員の皆様には、本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

（閉会　17 時 40 分）